

葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町職員の育児休業等に関する条例（平成4年葉山町条例第18号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和7年9月3日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、令和7年10月1日から部分休業制度が拡充されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町職員の育児休業等に関する条例（平成4年葉山町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第23条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第24条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- （1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- （2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た

時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 24 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 25 条中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 26 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 26 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の葉山町職員の育児休業等に関する条例第 24 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

条例の概要

題 名

葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、令和 7 年 10 月 1 日から部分休業制度が拡充されることに伴い所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 現行の部分休業は勤務時間の始め又は終わりに 30 分単位で 2 時間を超えない範囲内で取得できるものだが、勤務時間の始め又は終わりに限らず 30 分単位で取得できることとした（第 1 号部分休業）。
- (2) 1 年につき 77 時間 30 分（10 日相当）を超えない範囲内の部分休業を選択により取得することができることとした（第 2 号部分休業）。
- (3) 育児休業を取得する職員は、(1) (2) のいずれかを選択することとした。

【改正前】

旧部分休業

- ・ 1 日につき 2 時間の範囲内
- ・ 30 分単位
- ・ 勤務時間の始め又は終わり



【改正後】

(1) 第 1 号部分休業

- ・ 1 日につき 2 時間の範囲内
- ・ 30 分単位
- ・ 取得時間帯に制限なし

(2) 第 2 号部分休業

- ・ 1 年につき 10 日相当の範囲内
- ・ 1 時間単位（1 日の取得も可）
- ・ 取得時間帯に制限なし

※ (1) (2) のいずれかを選択

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行することとした。
- (2) 令和 7 年度中に取得できる第 2 号部分休業の取得時間は、勤務時間の 5 日相当分とすることとした。

葉山町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第18号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。） (第1号部分休業の承認) 第24条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条に規定する特別休暇のうち授乳等の育児を行う場合に受けるもの又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間を受けて勤	○葉山町職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第18号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第24条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条に規定する特別休暇のうち授乳等の育児を行う場合に受けるもの又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間を受けて勤

改正後	改正前
務しない時間がある職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、勤務時間条例第17条の規定により任命権者が定める休暇のうち授乳等の育児を行う場合又は介護をするために1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものを受けて勤務しない時間がある非常勤職員にあっては、当該減じた時間から当該勤務しない時間を減じるものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> 第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「<u>第2号部分休業</u>」という。）の承認は、<u>1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> 第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 <u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> 第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基	務しない時間がある職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、勤務時間条例第17条の規定により任命権者が定める休暇のうち授乳等の育児を行う場合又は介護をするために1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものを受けて勤務しない時間がある非常勤職員にあっては、当該減じた時間から当該勤務しない時間を減じるものとする。 （新設） （新設） （新設）

改正後	改正前
<u>準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第25条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。	(新設) (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第25条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第26条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の葉山町職員の育児休業等に関する条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。